

旧小千谷総合病院跡地整備計画

(平成29年6月23日 小千谷市)

1 基本方針

本市は、平成27年度に策定した「西小千谷地区市街地まちづくり基本計画」に則り、旧小千谷総合病院が立地する土地を活用し、「賑わい・交流・憩いの創出」を基本方針として市立図書館を核とする施設を整備する。

2 敷地条件

(公財)小千谷総合病院の所有地のほか、同法人が賃借している土地を合わせて使用することを基本とする。

区 分			登記地積
1	建物所在地(本館棟、東棟ほか)	所有地	3,131.68 m ²
2	本町駐車場	所有地	1,347.22 m ²
3	坂下駐車場	所有地	1,570.05 m ²
4	建物所在地(検査棟、西棟ほか)	借地	2,566.42 m ²
合 計			8,615.37 m ²

3 既存施設の取扱い

旧小千谷総合病院の既存施設は、すべて撤去することを基本とする。ただし、井戸、塀その他の構築物等は、継続使用について検討する。

4 事業手法等

本計画を基本とし、平成29年度に民間活力導入可能性調査を行う。この調査は、「1 基本方針」に配慮した提案事業(以下に掲げる施設計画以外の民間事業者による自主採算事業等)を加えることができるものとして行う。

5 施設計画

(1) 図書館

延床面積及び蔵書数の目安並びに付属室等の概要は、本市が別途作成する基本計画で定める。

(2) 郷土資料館(館内に西脇順三郎記念室を設置)

① 「文化施設(郷土資料館等)の整備」(総合計画)の実現を目指す。

- ② 図書館の建物内に併設することを基本とする。
- ③ 延床面積及び付属室等の概要は、本市が別途作成する基本計画で定める。

(3) 大型コンビネーション遊具付き屋内広場及び屋外広場

- ① 「全天候型の子どもの遊び場の設置」（総合計画）の実現を目指す。
- ② 屋内広場の遊具は、小学校高学年までの子どもの利用を想定したものを基本とする。
- ③ 屋外広場は、無料で利用できる空間とすることを基本とする。

(4) ダンススタジオ

- ① 音響設備、壁面鏡、手すり等を備えた防音室を基本とする。
- ② 社交ダンス、キッズダンス等で幅広い年代の利用を想定したものとする。

(5) 音楽スタジオ

- ① 音響設備及び楽器を備えた防音室を基本とする。
- ② 旧小千谷総合病院施設の暫定活用において、利用見込みの把握を目的とした調査等を検討する。

(6) カフェ

民間事業者による経営とする。

(7) 全天候型スペース（屋根付き屋外広場）

- ① 耐雪構造の屋根を設置し、国道側のアーケードと建物の出入口をつなぐ半屋外空間とすることを基本とする。
- ② バスの待合場所を兼ね、無料で利用できる空間とすることを基本とする。